

財産貸付承諾に付す遵守事項について

県立広島大学三原キャンパス

この貸付承諾は、本学の教育研究活動や業務運営に支障がないと認められる範囲内で行うものです。このため、緊急事態による休校や大学行事で緊急に使用する必要が生じた場合には承諾を取り消す場合があります。

また、使用に当たっては、次の事項を遵守してください。

- 1 貸付承諾を受けた場所以外に立ち入らないこと。また、使用に当たっては、休日でも授業等が行われる場合があるので静粛に行動すること。
- 2 喫煙は、定められた場所で行うこと。
- 3 使用開始前に、警備員室（1号館バス停横）に貸付承諾書を提示すること。
- 4 使用時間を厳守し、使用後は清掃・整理整頓を行って原状を回復すること。使用後の状況が良好でない場合は、今後、貸付承諾を行わないこともあります。
- 5 使用終了時に、警備員室（平日の場合は総務課）に、備品等のき損の有無等を報告すること。
- 6 承諾された以外の車両を乗り入れないこと。
- 7 県立広島大学固定資産貸付規程を遵守すること。

（関係部分の抄）

「貸付された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、遅滞なく原状回復を行い、理事長の検査を受けること」（第11条）～ ※必要があれば、規程全文をお送りします。

- 8 その他大学の指示に従うこと。

以下、新倉グラウンド使用者のみ。

- 9 車両等は、グラウンド内に駐車すること。路上駐車はしないでください。
- 10 グラウンドの使用に伴い排出されたゴミは、責任をもって持ち帰ること。
- 11 グラウンド使用後は、グラウンド施設を原状に復すること。管理棟については、整理整頓、グラウンドについては整地すること。
- 12 グラウンド使用中に発生した事故等については、大学は責任を負わない。十分、注意をしてグラウンドを使用すること。
- 13 大学は、JR西日本に対し、鉄道の運行上の安全が守られるようグラウンドを使用する義務を負っているため、JR線に飛球が当たらないよう、十分に注意すること。